

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 概要

総務省自治行政局福利課

1. 改正の内容

○ 年金請求書に係る記載事項の簡素化に伴う規定の整備

年金請求者の手続の負担軽減のため、年金請求書の記載事項の簡素化を行う。

具体的には、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）第 120 条により厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）を読み替えて適用する年金請求書の記載事項について、実施機関（厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 2 条の 5 第 1 項に規定する実施機関をいう。）たる地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会が、社会保険オンラインシステム等で確認可能なもの（年金受給権者が併給することのできない他の年金の受給権も有する場合における当該他の年金の名称等）を削除する。

2. 公布日等

公 布 日：令和 7 年 2 月 28 日

施行期日：令和 7 年 3 月 1 日